

1-5. ガソリン券利用への対応< ガソリン券取扱いの対応 >

(1) 利用枚数と利用に際しての注意事項の説明

- ガソリン券の利用枚数の確認
- お釣りを出せないことを伝える

(2) 裏面に取扱店舗(SS・燃料店)印が押印されていないかを確認

押印されているものは他の取扱店で
利用済みとみなすため、利用できません。

(3) 取扱店舗控え部分が切り取られてないか確認

券が切り取られているものは利用できません。

(4) 有効期限内の利用か確認

券面右下に記載されている有効期限内のものかどうかご確認ください。
有効期限を過ぎたものは利用できないことをお伝えください。

1-6. POS操作 –フルSSの場合–

● 現金扱い

- ① ガソリン券をお使いの場合はお釣りが出ないことをお伝えし、何千円分給油するか確認します。
- ② POS設定で「現金」扱いで、指定金額分の給油を行います。
- ③ お客様からガソリン券を受け取り完了です。
- ④ お客様が満タン給油を希望される場合は、ガソリン券での給油終了後、追加給油を行いその代金を現金ないしクレジットカードで収受します。

● 掛売扱い

ガソリン券用の「掛売カード（又は掛売先コード）」を用意してください。



- ① 掛売方式では、POS側の設定で「定額給油」での給油許可ができないようです。
お客様が持っているガソリン券で給油できる給油量を計算してお客様にお伝えします。
ガソリン券3枚(3,000円)、レギュラー150円/ℓ(税込)であれば、20ℓまで給油できることになります。
- ② 計算した給油量を“ガソリン券用の掛売カードを使って給油します。
給油上限まで給油しガソリン券を受け取ります。
- ③ お客様が満タン給油を希望される場合は、ガソリン券での給油終了後、追加給油を行いその代金を現金ないしクレジットカードで収受します。

1-6. POS操作 –セルフSSの場合–

● 現金扱い

- ① お客様がガソリン券を利用したいことを確認します。
- ② ガソリン券をお使いの場合はお釣りが出ないことをお伝えし、何千円分給油するか確認します。
- ③ ガソリン券を受け取ります。
- ④ POS側の操作で、計量機が給油できる状態にします。
POS操作でご不明点があれば、POSメーカーにお問い合わせください。
- ⑤ お客様に給油開始を案内します。
- ⑥ 給油終了後、POSマスタから出力されるレシートを渡します。



● 掛売扱い

ガソリン券用の「掛売カード（又は掛売先コード）」を用意してください。



- ① 掛売方式では、POS側の設定で「定額給油」での給油許可ができないようです。
お客様が持っているガソリン券で給油できる給油量を計算してお客様にお伝えします。
ガソリン券3枚(3,000円)、レギュラー150円/ℓ(税込)であれば、20ℓまで給油できることになります。
- ② 計算した給油量を“定量給油”するPOS操作を行い、お客様に給油開始を案内します。
- ③ 給油上限まで給油してガソリン券を受け取ります。
- ④ 給油可能量を超えずに給油が終わってしまった場合は、一部を現金で受け取ることにします。
①の例で18ℓの給油で満タンとなった場合は給油代金が2,700円になるので、ガソリン券2枚と現金700円を受け取るようになります。3枚受け取って300円のお釣りを渡すことはできません。

【フル・セルフともに操作方法の動画を公開しています】

店頭でのPOSターミナルの操作例の動画をYouTubeで公開しています。

<https://youtu.be/5mIotN5TtJO>

(youtube限定公開です。上記URLか右記二次元コードからのみご視聴いただけます)

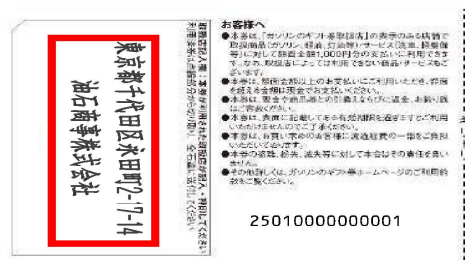


1-7. ガソリン券の換金 換金請求の準備>

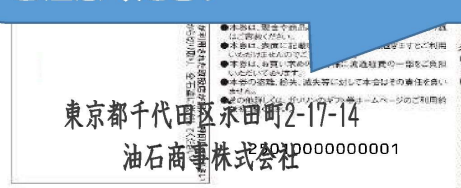
(1) ガソリン券裏面への押印

ガソリン券の再利用防止のため、切り取ったガソリン券の裏面の取扱店記入欄に、社印の押印もしくは社名の記載をしてください。

この部分に取扱店印が押されているガソリン券は、利用約款に基づき利用することが出来ません。



券裏面の数字に印が重ならないよう
ご注意ください



枠内に会社印の押印もしくは社名を記入してください

(2) ガソリン券の切り離し

ガソリン券の裏面に予め入っているキリトリ線に沿ってハサミ等で切り離してください。

切り離れたガソリン券は紛失しないように保管してください。

※ 切り離し用のミシン目は入っていません。また、表面のホログラムはキリトリ線ではありません。

換金部分提出後も、枚数の確認でご連絡させていただくことがあるほか、万が一の郵便事故の際に必要なとなりますので、**取扱店用控は換金手続きが完了するまで廃棄せずに保管してください。**

1-7. ガソリン券の換金 換金用半券、換金請求書の送付＞

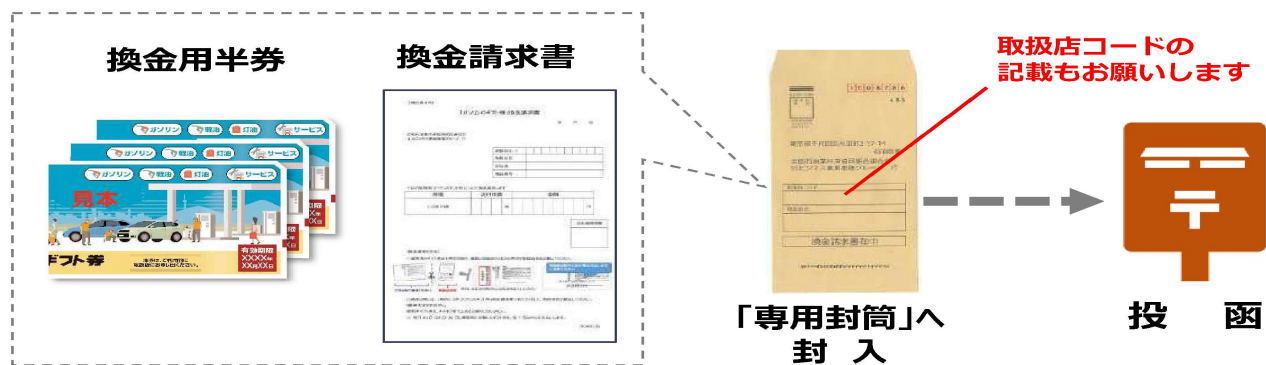
(3) 換金請求書の記入

【記入時の注意事項】

- ① 送付枚数を確認し、枚数をご記入ください。
- ② 請求の際には1梱包につき「ガソリンのギフト券 換金請求書」1枚として必要事項をご記入いただき、SSビジネス事業推進グループ宛に専用封筒で郵送してください。

(4) 換金用半券・換金請求書の投函

利用された**ガソリン券の換金用半券、換金請求書**を取扱店キットに含まれている「専用封筒」で送付してください。作業時に分けますので、**換金用の半券や専用封筒のホチキス止めはしないでください。**封筒の不足等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。無料でご提供いたします。



- ※ 複数の取扱店を運営されている場合、1枚の請求書に合算して送付してください。
- ※ 郵送料は全石連が負担いたします。

専用封筒の有効期限が切れている場合も、ポストに投函してください。

本会に通常通り届きます。

新しい有効期限の専用封筒も送付しますので、全石連へご一報ください。

＜送付先・連絡先＞ （専用封筒に印字されています）

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館
全国石油業共済協同組合連合会 SSビジネス事業推進グループ 宛
TEL : 03-3593-5820